財政健全化判断比率等の状況(平成30年度)

1 健全化判断比率

指核	票の名称・概要	早期健全化基準	財政再生基準	平成29年度	平成30年度
実質赤字比率	普通会計実質赤字の標準 財政規模等に対する比率	14.02%	20.00%	- (該当なし)	- (該当なし)
連結実質赤字比率	= 全会計を対象とした実質 赤字の標準財政規模等に 対する比率	19.02%	30.00%	- (該当なし)	- (該当なし)
実質公債費比率	一般会計等が負担する元 利償還金及び準元利償還 金の標準財政規模等に対 する比率	25.0%	35.0%	7.0%	7.7%
将来負担比率	一般会計等の地方債残高 及び将来負担すべき実質 的な負債の標準財政規模 等に対する比率	350.0%	-	56.5%	50.2%

2 資金不足比率

特別会計の名称・概要	経営健全化基準	平成29年度	平成30年度
下水道事業特別会計 公営企業ごとの 水道事業特別会計 = 不足額の事業規 農業集落排水事業特別会計 対する比率 簡易水道事業特別会計		-	-

早期健全化基準・・・財政状況に対する黄色信号ともいえる基準の数値です。 4 つの財政健全化比率のうち、ひとつでもその基準を超えた場合は、『早期健全化団体』となります。 財政再生基準 ・・・財政状況に対する赤信号とも言える基準の数値で、自主的な財政の健全化を図ることが困難と判断されるラインとな

ります。
将来負担比率を除く3つの財政健全化比率のうち、ひとつでもその基準を超えた場合は、『財政再生団体』となりま

す。 経営健全化基準・・・公営企業の財政状況に対する黄色信号とも言える基準の数値です。